クリーニング所を開設される皆さんへ

■書類を提出する前に・・・

<u>※クリーニング所については、下記の法令による規制対象となりますので、事前に下記の</u> 担当部署に相談してください!

関係法令	内容	担当部署	連絡先
建築基準法	クリーニング所を建てられる地域が限定されてい ますので、事前に相談してください。	郡山市 開発建築指導課	924-2371
農地法	クリーニング所を農地に建てる場合は、農地転用等	郡山市 農業委員会事務局	924-2481
農業振興地域の整 備に関する法律	<mark>の手続きが必要になります</mark> ので、事前に相談してく ださい。 	郡山市 農業政策課	924-2201
水質汚濁防止法	特定施設に該当し届出が必要ですので、事前に相談 してください。	郡山市 環境保全センター	923-3400
下水道法	洗濯排水を下水道や合併浄化槽に排出する場合は 届出が必要ですので、事前に相談してください。	郡山市 お客様サービス課	932-7666
廃棄物処理法	石油系溶剤を使用する場合は、廃棄物処理において 『特別管理産業廃棄物管理責任者』の設置が必要で すので、事前に相談してください。	郡山市 3R 推進課	924-2181
消防法	石油系溶剤を使用する場合は、溶剤の保管や保管場所等の規制がありますので、事前に相談してください。	郡山消防署	923-8172

■必要書類

●:必ず提出が必要な書類
○:該当する場合、提出が必要な書類

種類	内容	提出時 チェック欄
●クリーニング所 構造設備検査確認申請書	・第 1 号様式 ・ <u>検査手数料【16,000 円(現金)】</u>	
●クリーニング所開設届	・第 3 号様式	
●平面図	・構造設備の概要を明示したもの (洗い場・仕上げ場・整理場・取次所等の区分、面積算定に使用した 寸法、換気扇の位置、機械器具等の配置等)	
●クリーニング師免許証	・ <u>原本及び写し</u> (原本確認実施) ※現在の姓と免許証等記載の姓が異なる場合は、戸籍抄本添付 ※クリーニング師を設置しない取次所は必要ありません。	
〇登記事項証明書	<mark>≪開設者が法人の場合≫</mark> ・発行後 6 ヶ月以内のもの	
〇クリーニング所一覧	≪開設者がほかにクリーニング所を開設している場合≫ ・台帳番号、施設名称、施設所在地、クリーニング師氏名等 を記載したもの(裏面参照)	

書類の提出期限は、 オープン 1 週間前です!

(例) 郡山太郎クリーニング所一覧

No.	台帳 番号	施設名称	施設所在地	クリーニング 師氏名	従業員数	クリーニン グ所種類
1	2532	郡山太郎クリーニング○○店	郡山市朝日二丁目●●	郡山太郎	6人	工場
2	2858	郡山太郎クリーニング△△店	郡山市富久山町▲▲	なし	2人	取次所

■審査項目

○:必須項目 ○:追加項目(有機溶剤を使用する場合) ※取次所については、①,②,④,⑥,⑦,⑪のみ

<u> </u>	必須項目 (1) では、(1) では、(1	
	審査項目	
1	書類は整っているか?	【取次所】
2	クリーニング所以外の居室等は、壁又はドアにより隙間なく区画されているか?	【取次所】
3	洗い場、仕上場は区分されているか?	
4	広さは十分か?	【取次所】
(5)	洗い場の構造は適当か?	
6	換気、採光は適当か?	【取次所】
7	未処理品、仕上品を区分して納める設備は十分か?	【取次所】
8	洗濯物を適正に処理できる業務用設備(洗濯機、脱水機、ボイラー等)を備えてい	いるか?
9	洗濯用薬品の格納設備は十分か?また、薬品を容器に明示してあるか?	
10	消毒を要する洗濯物の専用の容器及び消毒設備は整っているか?	
11	集配容器は未処理品、仕上品を区別できる構造か?	【取次所】
12	アイロン、噴霧器、その他仕上用器具は十分かつ適当か?	
13)	有機溶剤を使用する場合、局所排気装置等の換気設備を適切に設置しているか? (溶剤蒸気回収装置等の有無)	
14)	有機溶剤を使用する場合、ドライクリーニング機の排液の処理は適当か? (排液処理装置の有無)	
15)	有機溶剤を使用する場合、ドライクリーニング機のスラッジ、廃油、使用済フィルは適当か?また、保管の際、ふた付きの容器等に密閉して保管しているか?	ルター等の処理
16	有機溶剤を使用する場合、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置は適当か?	
17)	有機溶剤を使用する場合、染み抜きの際の部分換気装置は適当か?	

■その他

- ▶ クリーニングなどの生活衛生関係営業を経営する皆さんは、生活衛生同業組合に任意で加入できますので、詳しくは各組合にお問い合わせください。
- ▶ 開設者(個人又は法人)の氏名、営業施設の所在地、電話番号及び検査確認年月日等の情報は、 郡山市情報公開条例に基づく情報開示の対象となります。

お問い合わせ及び相談窓口はこちら

郡山市保健所生活衛生課 環境衛生係

〒963-8024 郡山市朝日二丁目 15-1 TEL 024-924-2157 FAX 024-934-2860 E-mail seikatsueisei@city.koriyama.lg.jp